

全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 6月号 (No.139)

2015年7月25日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 gsp10404@nifty.com

会員のみなさん いかがお過ごしですか。

全国的に暑い日々、いかがお過ごしですか。8月1～3日に開催される合研集会、締切は過ぎましたがまだ受付は可能です。ぜひ、園長さん、理事のみなさんにもご参加いただき、合研集会への参加とあわせて、平和の願いを国へ世論へ伝えていきましょう。若手職員だけの参加にとどめず、一緒に行って話すことが大事です。交流会もあります。

どの子も一つだけの命、命が輝くことが平和

一昨年の運動会。オープニングは5歳児の「エイサー太鼓」。自分たちにとって平和って何かを話し合いました。「美味しいご飯を食べること」「お父さんお母さんとにこにこ笑って暮らすこと」「みんなと一緒に遊ぶこと」「みんなが元気に生きること」自分たちで作った太鼓を叩き、すてきな笑顔で踊る5歳児さんたち。その中で、心臓に心配があって活動制限があるF君も本当に楽しそうに生き生きと踊る姿を見て、『命って大事。どの子も一つだけの大切な命。命が輝くことが平和なんだ』大人たちはみんな、涙がポロポロこぼれました。

「戦争法案」が衆議院を通過しました。反対の運動は全国各地で沸きあがっています。名古屋でも、毎日、市内のどこかで反対の集会やパレードが行われています。私たち保育関係者も黙ってられないと、高齢者や障害者の団体にも呼びかけをして、8月8日に集会を計画中です。昨日行われた準備会には、50人を超えるパパママ（子どもも10人参加）保育者、理事、弁護士、団体職員が集まって「戦争法案」に対する怒りの声が上げられました。ママからは「子どもたちに、希望が持てる社会を。子どもの為に動いたんだと胸を張れるように頑張りたい。」

障害の方「戦争は障害者を生み出す最大の悪。戦時中障害者は見捨てられ、切り捨てられてきた。この歴史を繰り返してはいけない。」、弁護士のパパ「今、追い詰められているのは安倍政権。この先に待っている憲法改悪も含め、ストップできる情勢だ。子を持つ親の立場で運動を広げたい」集会の名前は、『9条守りたい人、この指とまれ。戦争法案に反対するあいちアピールーやっぱり（8月8日）守ろう 平和と福祉ー』という、思いのこもった長いタイトルに決定！本番は土曜日の夕方。栄の街を、乳母車や車椅子のパレード。御みこしが練り歩き、平和をマモルンジャーも登場？道行く人も思わず参加したくなるようなパレードを計画中です（同封資料参照）。

安倍首相に聞きたい。「平和って何ですか？」「相手を黙らせる戦力？」「アメリカと戦争すること？」「遠い異国で人を殺し、殺される事？」。子どもたちの方が良く知っています。

子どもの声を届ける為に、合研集会でもアピール行動が予定されています。みんなで行動しましょう。

小西 文代

（副会長、愛知・（福）新瑞福祉会こすもす保育園園長）

第18回夏季セミナーin 北海道 申込み受付中

夏季セミナーを9月6・7日（日・月）に北海道札幌市で開催します。案内書はすでにお送りしていますが、このニュースにも同封しています。飛行機の手配とあわせて、お早目にお申込みください。

保育をめぐる情勢

●社会福祉法人「改革」

社会福祉法人「改革」を目玉とする社会福祉法改正案の審議は、7月8日から衆議院の厚生労働委員会で始まりまし。10日には、参考人質疑が行われ、5人の参考人が意見陳述を行いました。

◆参考人の意見は

参考人は、全国社会福祉法人経営者協議会（経営協）会長・社会福祉法人南山城学園理事長の磯 彰格氏、明治安田生活福祉研究所医療・福祉政策研究部長の松原由美氏、きょうされん常務理事赤松英知氏、社会福祉法人吹田みどり福社会理事長・社会福祉法人大阪府社会福祉協議会経営者部会の菊池繁信氏、社会福祉施設経営者同友会（福祉同友会）会長・社会福祉法人大阪福祉事業財団事務局長茨木範宏氏、以上の5名でした。

意見には、共通する内容が述べられていました。社会福祉法人の役割は公益性が高いこと、内部留保問題として取り上げられたような事例は全体からみればほんの一部の法人にすぎない事、公益的な活動はすでに多くの法人がとりくんでいること、などです。共通する認識がある一方で、法案への態度はそれぞれ違いがみられました。

経営協の磯会長は、今回の法人「改革」を前向きにとらえ、国民の誤解をとき社福の存在意義を示すチャンスとしてとらえたいと、発言しました。

明治安田生命の研究所の松原氏は、社福をとりまく環境が厳しくなっている中では、世間並みの対応を求められても当然とする一方、企業が社会福祉事業に参入する場合は、非営利的経営が求められるとする意見も述べていました。

きょうされんの赤松氏は、公益活動の義務化が、新たな制度をつくることを阻み公的に支えるべき福祉ニーズを社福に肩代わりさせることになるのではないかと、また法人大規模化により公費削減を狙っているのではないかと、公的福祉の後退につながる危

険性があることを指摘しました。

大阪の菊池氏は、各法人が地域活動をすでに当たりまえのように行っていること、監査で不必要なことをするなどといった指摘もあったのに手のひらを返すように義務化と言われることは複雑である、と述べていました。しかし、法案は前向きにとらえたいと、磯会長と同じ立場であることを強調しました。

福祉同友会の茨木会長は、法案は福祉のあり方を変える大きな問題をはらんでいることを指摘しました。公益活動の義務化は国・自治体が社福に責任を転嫁するものであること、公益性が高いと言いながら企業とのイコールフットィングを進めるのであれば逆に公益性は薄まる、公益性というならば処遇改善こそ必要である、拙速な採決はやめるべき、と発言しました。

意見陳述後、議員との質疑応答が行われました。特に出されていたのは、退職金共済の掛け金の公的助成の件です。保育分野では今のところ継続されていますが、高齢・障害分野に続き打ち切られないとも限りません。法人規模の大・小に関わらず、経営を圧迫し、人材確保の面でも難しさが増すことは間違いありません。掛け金の公費助成の維持は、参考人の共通する意見でした。また、社福の実態は地域や規模によって大きく違い、内部留保の実態も不明です。法改正の前に、まず実態の把握がされるべき、拙速な法改正はすべきでないという意見も出されました。

◆傍聴行動、FAX 要請が影響を与えている

福祉共同実行委員会では傍聴行動を提起し、8日70人、10日100人の参加で委員会を傍聴しました。

（経営懇からは、10日に東京の（福）陽光会・矢部さんと事務局1名の計2名が傍聴しました）。またこの間、経営懇ニュース等でもお願いしてきましたが、委員へのFAX要請も行なって行きました。これらは、議員にとって無視できない国民の声です。

10日の委員会では、最初に質問にたった自民党議員が、「大勢、傍聴される方がおり、関心の高さがうかがえる」と発言しました。また、要請で議員の部

屋を訪問すると「FAX で要請がたくさん届いている、もう一度資料を読み返したい」といった反応もありました。

◆今後の動き

8・10日の委員会審議を受けて、15日に次の審議が予定されていましたが、安全保障関連法制（戦争法案）の衆議院特別委員会の関係で、15日の委員会は流会となりました。今後の予定は、28日午後開催される厚労委員会の理事懇談会で確認されますが、今月末ごろを目安に、委員会採決・衆議院本会議採決を経て、参議院へ送られることが予想されます。

そのため、今後は参議院での審議に向けた取り組みが必要です。

福祉共同実行委員会では、7月28日に院内集会を開催し、参議院の厚生労働委員を訪問する要請行動と学習を予定しています（下記参照）。7・28院内集会に参加できる方は、事務局までご連絡ください。

今後、あらため参議院の委員への FAX 要請等も予定していますので、明らかになり次第、お知らせします。

権利としての福祉を守る 7・28院内集会

社会福祉法等の一部「改正」法案は、7月8日から衆議院厚生労働委員会での審議が始まっています。10日には5人の参考人質疑がおこなわれ、共同実行委員会の加盟団体から、きょうされんの赤松英知常務理事と社会福祉施設経営者同友会の茨木範宏会長が意見陳述をおこないました。15日には質疑の後の採決がねらわれていましたが、戦争法案（安保法制関連法案）が強行採決されたあおりを受けて、厚生労働委員会は流会となりました（次回の日程は未定です）。この間の衆議院審議で明らかになった法案の問題点、まだ議論が尽くされていない点について学び、次の運動のステージである参議院厚生労働委員会での審議に向けた運動をつくりましょう！



と き : 2015年7月28日(火) 13:30~16:00
と ころ : 参議院議員会館 B109会議室

- 13:30 開会・主催者あいさつ
- 13:40 参考人質疑での陳述概要の報告
 - ・きょうされん 赤松英知常務理事
 - ・社会福祉施設経営者同友会 茨木範宏会長
- 14:00 学習（法案の問題点と参議院審議でのポイント）
 - ・日本障害者センター 山崎光弘理事
- 14:30 参議院審議に向けた運動&秋以降の共同運動の提起
 - ・全国福祉保育労働組合 澤村直書記長
- 14:45 議員要請行動説明&グループ分け
- 15:00 議員要請（参議院厚生労働委員 25人）
※各グループで要請報告書を提出して 16:00 終了

★当日は、12:45 参議院議員会館ロビーで通行証を受け取ってから地下一階の会議室においてください。

主催：権利としての福祉を守る関係団体共同実行委員会
障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会
きょうされん、きょうされん東京支部
全国保育団体連絡会、21世紀・老人福祉の向上をめざす施設連絡会
社会福祉施設経営者同友会、愛知県民間社会福祉施設経営管理者会議
全国民間保育園経営研究懇話会、東京民間保育園経営研究懇話会
中央社会保障推進協議会、全国福祉保育労働組合
お問い合わせは実行委員会事務局（福祉保育労内）
TEL: 03-5687-2901 FAX: 03-5687-2903 E-mail: mail@fukuho.org

地域の活動・情報

●育休退園問題その後 埼玉県所沢市

所沢市では、新制度実施を契機に、育児休業中の上の子が3歳未満児の場合は原則退園とする方針に

変更しました。保護者には十分な説明もなく、保護者は要望書を提出するなど説明を求めてきましたが、十分な回答は得られていません。

そこで、保護者のうち11人が、退園させないように市に求める訴訟を、さいたま地裁でおこしました（6月25日提訴）。

経営懇会員園で所沢市で3園を運営する（福）さやまが丘保育の会理事長の牧裕子さんは、次のように話しています。

「この問題では、二つの面で問題が明らかになってきました。

一つは、待機児童問題という面です。待機児童がいるのに育休中の家庭の子どもを保育するのか、という声がありますが、そもそも保育所が足りないことが問題です。

二つ目は、三歳未満児の保育をどう考えるか、です。市長自らが子どもは家庭でみるべきという考え方ですが、乳児保育の意味や乳児の発達を保障するという観点を、現場で実践してつくってきた私たち自身がアピールしていくことが必要だと痛感しています。」保育所が整備されていないことによる待機児童問題を利用して、住民が分断されたり、乳児保育の意味がないがしろにされないように、保護者と一緒にとりくんで行きたいと語っています。

◆他の自治体での動き

所沢市の育休退園問題は、6月に開催した経営懇総会でも報告されました。「自分の自治体では、これまであたりまえだったけれど、報告を聞いておかしいことが分かった」と、言っていたのは静岡市の会員園です。静岡市では、私立保育園連合会として要望を市に出す予定です。

鎌倉市では、すでに、昨年度新制度施行前に育休退園をとりやめていました。今回、所沢市の問題が大きく報道される中で、市が通知をだしています。

鎌保育第 1510号
平成 27年 6月 26日
保護者各位
鎌倉市子どもみらい部
保育課担当課長
所沢市における育休退園問題に係る報道について
日頃から保育園の運営にご協力いただきありがとうございます

ざいます。

さて、埼玉県所沢市が、第2子以降を出産した母親が育休休業を取得した場合に保育園に通う0歳から2歳の上の子を原則退園させることとし、その方針が子ども・子育て支援法などに違反するとして、一部保護者が市を相手取り退園の差し止めを求め行政訴訟をさいたま地裁に起こし、テレビ・新聞等マスコミに大きく報道されております。

その報道の中で、市民団体「保育園を考える親の会」（東京都豊島区）が政令市や首都圏の市区の全国100自治体を対象に平成26年4月に行った調査で、所沢市と同様に「育休中は原則退園」としている自治体として、本市を含め計7市が同様であると伝えられています。

本市においてもこれまでは、平成14年の厚生労働省保育課長通知に基づき、2歳児クラス以上に在籍する児童については、育児休業対象の児童が1歳2か月（ただし、育休対象児が入園不可の場合は当該年度末）まで、保護者からの申し出により入所している保育所長の意見により、入所継続が可能としていました。

現在の取扱いについては、様々なご意見をいただき、平成26年9月に要綱を改正し、年齢にかかわらず、保護者からの申し出があり保育所長の所見があれば、入所の継続を承諾しています（育児休業中における在園児の保育の実施期間について変更はありません。）。

子ども・子育て支援法施行規則により、育児休業中であっても、継続利用が必要だと認められれば、支給認定は継続されると規定されたことから、申し出をいただくことにより、退所の措置を原則行わないこととし、通院や介護等による特別な理由が無い場合は原則として保育短時間認定となりますが、保育園に子どもを預けている保護者の方が安心して育児休業が取得することができるよう、今後も子育て支援を推進してまいりますので、今後ともご協力をいただきますようお願い申し上げます。（以下略、下線は経営懇事務局）

●保育所は「委託費」

6月7～8日総会での学習会で交流したように、自治体への委託費の請求書の様式が、給付費となっている例が多くみられます。自治体の担当者が、24条1項と2項の違い（委託費と給付費の違い）を認識していないと思われる。自治体・担当者に理解を促し24条1項の形骸化を防ぐためには、保育所に支払われるのは「委託費」であることを明確にすることも、有効なとりくみの一つです。

◆福岡経営懇のとりくみ

総会后、福岡経営懇では、会員園のある自治体で委託費の請求書の名称がどうなっているのか、調べたところ、福岡市でも委託費となっていなかったの、検討するとの回答でした（6月時点）。

その後、県やそれぞれの自治体に要請した結果、福岡県からは、“市町村の請求書名が法律に則っていない実態があることが判明したので、県から「委託費請求」にあらためるよう通知をだす”との回答が得られました。

県の通知を受けて、福岡市では次回の請求分から「委託費請求書」になりました。文書等の資料は入手できていませんが、園長会で市から説明がありました。

下記は、福岡県糟屋郡篠栗町の請求書です。6月は「施設型給付費支払請求書」でしたが、7月分は、「委託費支払請求書」に変わりました。

●委託費の支払い

国は、施設型給付費・委託費の支払いについて、毎月支払うことが基本であり前払いをするように、と事務連絡を出しています（4月9日）。その後、5月にも、あらためて事務連絡をだし、賞与や給与の支払いに支障が出ないように対応を、としています（事務連絡は同封資料参照）。繰り返し、事務連絡がだされていることから、後払いにしている自治体があるものと思われる。

神奈川県藤沢市では、新制度施行前から後払いでした。会員園の理事長がこの間の通知を示し要請したところ、7月から前払いになり改善されました。

●内閣府・厚労省～通知で「24条1項を堅持」と記述

内閣府・厚労省から「私立保育所の運営に要する費用について」という通知が出されるようです。期日は不明ですが、案とされた文章がありますので、同封資料をご確認ください。

この通知の冒頭で、「改正後の児童福祉法第24条1項により、市町村の保育実施義務が堅持され」市町村からの委託費として運営に要する費用が支弁されることと記述しています。「24条1項の堅持」を言葉だけにさせないように、国・自治体への継続的な働きかけが重要です。

平成 27 年 6 月分	施設型給付費支払請求書	平成 27 年 6 月 1 日
篠栗町長 三浦正様		
保育所施設型給付費として、次のとおり請求いたします	住所	

平成 27 年 7 月分	委託費支払請求書	平成 27 年 7 月 1 日
篠栗町長 三浦正様		
保育所委託費として、次のとおり請求いたします	住所	
	氏名	

労務管理Q&A

社会保険労務士・松田康子（第一経理）

番外編：マイナンバー制度 その3

梅雨が明けたと思いきや、連日厳しい暑さが続いていますね。園児と一緒に外で遊ぶこともあるかと思いますが、熱中症にはくれぐれもお気をつけ下さい。厚生労働省から「熱中症予防対策マニュアル」が出ていますので、参考にさせていただければと思います。

今回は、マイナンバーの安全管理措置と罰則についてお話します。

☆罰則は個人情報保護法よりも厳しくなっています。

マイナンバーは、漏えいなどが起こらないようその取扱いには十分な注意が必要です。そのため個人情報保護法よりも漏えいなど違反に対して法定刑は重くなっています。

罰則は、取扱担当者や責任者だけに処罰されるだけでなく、法人に対しても同様に処罰される両罰規定も定められています。また、初犯だからと言って執行猶予がつくこともないとも言われています。法人は漏えいなどが起こらないような対策を取ることが求められている一方で、職員に対して啓蒙や教育等が必要となってきます。

☆漏えいなど起こさないためには・・・

マイナンバーは、何度もお伝えするように非常に重要な個人情報です。番号法では、全ての事業者は、安全管理措置を講ずることとされています。ではどのようにすればいいのでしょうか。検討手順の流れとしては次のようになります。

1. 安全管理措置を講ずるために、事前に以下のことを明確にしておく。
 - (1) マイナンバーを取り扱う事務の範囲
例：給与所得・退職所得に係る源泉徴収票作成事務
 - (2) 特定個人情報等の範囲

例：マイナンバーと何を一緒に紐づけて管理するのか
(3) 事務取扱担当者の明確化
例：マイナンバーを取り扱う担当者や部門を決める。

罰則の対象となる行為	罰則
特定個人情報ファイル*を故意に漏えいした場合	4年以下の懲役 または200万円以下の罰金または併科
業務に関して知りえた個人番号を漏えいまたは盗用した場合	3年以下の懲役 または150万円以下の罰金または併科
人を欺いたり、不正アクセス行為などにより個人番号を取得した場合	3年以下の懲役 または150万円以下の罰金
不正手段により個人番号カードを取得した場合	6か月以下の懲役 または50万円以下の罰金
特定個人情報保護委員会の業務改善等の命令に違反した場合	2年以下の懲役 または50万円以下の罰金
特定個人情報保護委員会の検査等を拒否等した場合	1年以下の懲役 または50万円以下の罰金

*特定個人情報ファイル…特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)をリスト形式等に整備したもの

2. 基本方針を策定する。

基本方針とは、特定個人情報の適性な取扱いの確保について法人として取り組むために、対応方針等を明確にするもので、企業規模を問わず策定する必要があります。

定める事項は法律で決められてはいませんが、ガイドラインに事例が掲載されているので、これを参考にするといいいでしょう。例示として、以下のようなものが考えられます。

- (1) 事業者の名称
- (2) 関係法令・ガイドライン等の遵守
- (3) 安全管理措置に関する事項
- (4) 質問および苦情処理の窓口等

3. 取扱規定を策定する。

取扱規定は、職員数が100人を超える企業には策定することが求められています。取扱規定は、マイナンバーについて「取得する段階」「利用を行う段階」「保存する段階」「提供を行う段階」「削除・廃棄を行う段階」と管理段階ごとに、取扱い方法、責任者、事務取扱担当者など、具体的な手順等を定めるので、100人以下の法人でも策定しておかれたほうが良いと思います。また、これは、職員の労働条件を定めたものではないので、職員代表の意見聴取を行ったり、労基署への提出は必要ありません。

4. 安全管理措置を検討する。

法人は、特定個人情報の漏えいを防止するため、

- (1) 組織的安全管理措置・・・担当者の明確化など
- (2) 人的安全管理措置・・・職員の教育など
- (3) 物理的安全管理措置・・・鍵付きキャビネットに書類を保管するなど
- (4) 技術的安全管理措置・・・担当者を限定するためのアクセス制限等を行うなど

を講じなければなりません。

安全管理措置については、ガイドラインに具体的

な手法が例示されています。あくまでもガイドラインなので、すべてをそのとおりに対応する必要はありませんが、ガイドラインを参考にしつつ、情報が漏えいしない仕組みを構築する必要があります。

なお、職員100人以下の中小規模事業者に対しては、特例的な対応方法が設けられています。

3回に渡って簡単ではありますが、マイナンバーについて書かせていただきました。これから始まる制度なので、どうしていいのかわからないところがあるかもしれません。自力でできないところがあれば、外部の専門家に相談するなどしてできることから準備をすすめていかれることをおすすめします。

今回で掲載していただくのが最後となりました。つたない文章でしたが、これまでお付き合いいただきましてありがとうございました。

※社会保険労務士・松田さんの連載は、今回で終了します。連載への感想や、労務管理に関する疑問や質問等ありましたら、お寄せください。今後のニュースに反映させていただきます。

また、ニュースに掲載してほしい内容・記事等について、ご意見がありましたらお知らせください。

当面の課題

●新制度施行後の自治体の状況を園長会等、地域で確認・共有しよう

疑問や不明点はその都度確認し、なるべく園長会等、地域全体で確認・共有しましょう。新制度の実施主体である自治体と関係をつくりつつ、地域の子ども全体の保育を底上げするためにも、園長会の役割が重要になっています。

●新制度の学習

～共有することから始めよう

園長会や、職員会議などで、起きている事態を出しあい共有したり、率直な疑問や意見を出しあうことから、学習を始めましょう。

また、保護者や、新しい職員には、新制度の内容を知らせながら、問題点や課題を伝えていきましょう。

※学習用のパンフレットが出来上がりました。見本を同封しますので、必要な園・法人はご注文ください。

●学習会開催費補助の件

学習会の開催費補助を継続します。

*新制度に関わる内容の他、平和に関する内容や幅広い社会状況に関わる内容についても含めます。

*都道府県単位での学習会で、会員に限定せず、会員外の保育園等に積極的に働きかける内容であることを基本とします。

*開催費用の不足分を補助します(上限5万円)。

●国・自治体への働きかけ

今後、内閣府・厚労省との懇談を予定しています。同時に、各自治体でも懇談・要望しましょう。

★合研集会において①

自主交流会を企画します！

8月1～3日に東京で開催される合研集会の夜に、経営懇主催の自主交流会を企画します。

【日時】8月2日(日) 19:00～20:30

【会場】渋谷区・TOCビル10階1002号
チラシを同封しました。ぜひ、会員外の園の方も誘い、ご参加ください。2日の夕方にあるピースパレード解散場所の近くです。

★合研集会について②

平和を願い、パレード&国会宣伝

政府は7月16日に戦争法案を衆議院で通してしまいました。多くの疑問や不安に答えることなく、政府見解だけを繰り返しても、理解が広がるはずがありません。

そんな中開催される東京での合研集会。合研中に、保育の分野から平和の願いを、世論や議員に訴えよう！と、パレードや国会での行動を行います。ぜひ、合研とあわせてご参加ください(別紙、ピースパレードチラシ参照)。

戦争反対・平和のとりくみ

福岡・(福)紅葉会では理事会でアピールを出しました。大阪では保育9条の会が「絵本から平和を考える集い」(8/8)を企画、愛知では戦争法案に反対するあいちアピール集会を8月8日に予定。神奈川県鎌倉市のピヨピヨ保育園では園独自の戦争法案反対の署名にとりこんでいます。

★同封資料～ご確認ください★

- ①合研集会での交流会チラシ
- ②ピースパレードチラシ
- ③夏季セミナー案内書・振込用紙
- ④資料集(5月20日事務連絡、通知案、他)
- ⑤パンフレット(見本)

*機関誌経営懇12号、発行しました。ご感想等ありましたら、お寄せください。